

生活福祉資金貸付条件一覧

平成21年10月1日現在

資金種類	貸付条件						貸付対象者
	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人	
総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金						①低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること ②資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）の本人確認が可能であること ③現に住居を有していること又は住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当（以下「住宅手当」という。）の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること ④社会福祉協議会及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること ⑤社会福祉協議会が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること ⑥失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身世帯)月15万円以内	12月以内	最終貸付日から6月以内	20年以内	連帯保証人を立てる場合は、無利子  連帯保証人がいない場合は、年1.5%	原則必要  ただし、連帯保証人なしでも貸付可
住居入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	—	貸付の日（生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日）から6月以内			
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内	—	—			
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金						①資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立自活できると認められる世帯であって、自立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの（以下「低所得世帯」という。） ②次に掲げる身体障害者、知的障害者又は精神障害者（以下「障害者」という。）の属する世帯（以下「障害者世帯」という。） ア 身体障害者福祉法第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 「療育手帳制度について」（昭和48年厚生事務次官通知）別紙療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受けている者 （現に障害者自立支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含む。） ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により、精神障害者保健手帳の交付を受けている者 （現に障害者自立支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含む。） ③65歳以上の高齢者の属する世帯（以下「高齢者世帯」という。） ただし、福祉資金の場合は、日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯に限る。
福祉費	日常生活を送る上で又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用	限度額目安	—	貸付の日（分割による交付の場合は最終貸付日）から6月以内	目安	連帯保証人を立てる場合は、無利子  連帯保証人がいない場合は、年1.5%	原則必要  ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	・ 生業を営むために必要な経費	460万円			20年		
	・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得する期間が (6月程度) 130万円 (1年程度) 220万円 (2年程度) 400万円 (3年以内) 580万円			8年		
	・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円			7年		
	・ 福祉用具等の購入に必要な経費	170万円			8年		
	・ 障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円			8年		
	・ 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円			10年		
	・ 療養期間が1年を超えないとき	170万円			5年		
	・ 療養期間が1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき	230万円					
	・ 介護サービスを受ける期間が1年を超えないとき	170万円			5年		
	・ 介護サービスを受ける期間が1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき	230万円					
	・ 災害を受けたことにより、臨時に必要な経費	150万円			7年		
	・ 冠婚葬祭に必要な経費	50万円			3年		
	・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円			3年		
	・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	3年				
	・ その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	3年				
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・ 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要になったとき ・ 給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき ・ 火災等被災によって生活費が必要なとき ・ その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10万円以内	—	貸付の日から2月以内	8月以内	無利子	不要
教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金						
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内	—	卒業後6月以内	20年以内	無利子	(不要) ※世帯内で連帯借受人が必要
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内	—	—	—	—	—
不動産担保型生活資金							
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・ 土地の評価額の7割程度  月30万円以内	借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後3月以内	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのうち低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・ 居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅の場合は5割）  貸付基本額の範囲内（生活扶助額の1.5倍以内）	借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後3月以内	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのうち低い利率	不要
							①借入申込者が単独で所有している居住用不動産（同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付けを受けようとする場合に限り、当該配偶者と共有している不動産を含む。）に居住している世帯であること ②借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと ③借入申込者に配偶者又は借入申込者若しくは配偶者の親以外の同居人がいないこと ④借入申込者の属する世帯の構成員が原則として65歳以上であること ⑤借入申込者の属する世帯が市町村民税非課税程度の低所得世帯であること
							①借入申込者が単独で概ね500万円以上の資産価値の居住用不動産（借入申込者の配偶者とともに連帯して資金の貸付けを受けようとする場合に限り、当該配偶者と共有している不動産を含む。）を所有していること ②借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと ③借入申込者及び配偶者が原則として65歳以上であること ④借入申込者の属する世帯が、本制度を利用しなければ、生活保護の受給を要することとなる要保護世帯であると保護の実施機関（生活保護法第19条第4項に規定する保護の実施機関をいう。以下同じ。）が認めた世帯であること